

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市男女共同参画審議会(令和元年度第3回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205(直通)		
開催日時		令和元年9月17日(火)午後3時~午後4時30分		
開催場所		相模原市役所本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)		
	その他	0人( )		
	事務局	4人(市民局次長、人権・男女共同参画課長、他2名)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議題 (1)次期さがみはら男女共同参画プラン答申案について (2)(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について  2 その他		

## 審 議 経 過

次第に沿って永井暁子会長により議事が進行した。

(    は委員の発言、    は事務局の発言 )

### 1 議 題

#### ( 1 ) 次期さがみはら男女共同参画プラン答申案について

事務局から資料 1 - 1 ~ 資料 1 - 3 に基づき、次期さがみはら男女共同参画プラン答申案について説明した。主な意見等は次のとおり。

資料 1 - 2 の 20 ページ「7 計画の体系」について、基本方針ごとに施策の基本方向及び施策を連番とするなど、付番方法に規則性を持たせた方がよいのではないか。

付番方法について検討させていただく。

資料 1 - 2 の 24 ページ「指標番号 6 自分が健康であると感じている市民の割合」について、男女共同参画施策の成果をみる指標としては範囲が広すぎるのではないか。また、結果は男女別で出すのか。

男女が平等である社会は、市民にとって暮らしやすい社会であるため、精神的な部分を含めて健康度を高め得ると考えることができるのではないか。

現段階においては、全ての成果指標について男女別の結果を出す想定ではないが、目標値の設定方法について改めて検討させていただく。

資料 1 - 2 の 32 ページ「No. 33 性的ビジネスの防止に向けた啓発の推進」について、性的ビジネス自体を防止する施策なのか、性的ビジネスの被害を防止する施策なのか、どちらの意味なのか。

性的ビジネスの被害を防止する施策という意味である。施策意図に誤解が生じないように、表現について検討させていただく。

資料 1 - 2 の 33 ページ「指標番号 10 男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す市民の割合」について、男性が育児休業等を取得できる職場環境をつくることが重要であるため、理解を示す“事業者”の割合のほうがよいので

はないか。

現時点で基準値を取るための調査を実施していないため、理解を示す“事業者”の割合を成果指標として設定することは難しい。

資料1-2の33ページ「指標番号10 男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す市民の割合」について、「理解を示す」という表現を用いることにより、男性が育児休業等を取得することが例外的な取扱いであるという印象を受けるため、表現について見直したほうがよいのではないか。

成果指標の表現について検討させていただく。

資料1-2の40ページ「No.55 職員のスキルアップ」について、「(前略)被害者の支援に携わるその他の職員への研修の充実を図ります。」との記載があるが、「その他の職員」という表現ではなく、「関係部署の職員」といった表現のほうがよいのではないか。

記載方法について検討させていただく。

成果指標の基準値及び目標値について、答申時は記載をした状態とするのか。

答申時点で、一部基準値が未取得状態であるため、全ての基準値及び目標値を記載しない状態で統一し、答申いただく想定である。

成果指標の基準値について、アンケート調査の回収率からみた信頼性は確保されているのか。

信頼性は確保されているという認識である。

## (2) (仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について

事務局から資料2に基づき、(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度について説明した。主な意見等は次のとおり。

「パートナーシップ」という表現について、市民協働を意味するものと混同する。

全国的に「パートナーシップ」という表現を用いている。また、市民協働と区

別するため、「同性パートナー」という表現を用いることも検討したが、身体の性と心の性が一致していない方同士のパートナーシップの場合、必ずしも同性同士とは言い難いため、「同性パートナー」とはしないこととした経緯がある。

英訳等多言語に訳す場合は、現状の表現のままとしたほうが分かりやすいのではないか。

行政において、「宣誓」という表現はあまり一般的ではないと思うため、新たな差別に繋がる恐れはないのか。

すでに制度を導入している自治体の大半が「宣誓」としている。今後の支援団体へのヒアリングにおいて、表現について御意見を伺う予定である。

制度の規定形式は「要綱」となるのか。

「要綱」とする想定である。

パートナーシップの宣誓に伴って、権利や義務は発生するのか。

制度に法的な拘束力はないため、強制力のある権利や義務は発生しないが、パートナーシップ宣誓をいただくことにより、医療機関や賃貸住宅入居時等、様々な場面で家族同様の扱いを受けられるよう、民間団体等に理解を求めていく予定である。

「2 パートナーシップの定義」において、同居要件を設けているが、例えば一方が高齢者施設に入所した場合や単身赴任をした場合の取扱いはどのようなものか。

性的少数者の方が直面している困難として、賃貸住宅への入居時に家族ではないという理由で断られてしまうといったことがある中で、同居を要件とすることはやめたほうがよいのではないか。

同居要件について検討させていただく。

「3 宣誓を行うことができる者」として、「(4) 双方の関係が民法第734条及び第735条に規定する続柄でないこと。」と記載されているが、法律名だけの記載だと分かりにくいいため、具体的な内容を記載したほうがよい。

記載方法について検討させていただく。

事実婚の方についても、医療機関等において性的少数者の方と同様の困難に直面している現状があるため、事実婚も含む多様なパートナーシップを認める制度となっていくことを願う。

諸外国においては、性的少数者の方に限定した制度だったものが、事実婚まで対象範囲を広げ運用されるようになった実例もある。

## 2 その他

第4回の会議は、令和2年2月6日（木）午後3時より相模原市役所第2別館3階第3委員会室にて開催予定である。

以上

相模原市男女共同参画審議会委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属団体等	出欠
1	麻生 照子	公募委員	出席
2	岩永 良子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペース みずら	出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会	出席
4	小林 政美	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	出席
5	竹内 祥子	相模原市退職校長会	欠席
6	出口 忠夫	公募委員	出席
7	天明 信子	相模原市民生委員児童委員協議会	出席
8	徳田 晃一郎	神奈川県弁護士会	出席
9	永井 暁子	日本女子大学 准教授	出席
10	永井 洋	神奈川県社会保険労務士会 相模原支部	出席
11	中西 泰子	相模女子大学 准教授	出席
12	西岡 直子	相模原市医師会	出席
13	長谷川 明	相模原商工会議所	欠席
14	松岡 裕	相模原市 私立保育園・認定こども園 園長会	出席
15	矢野 由佳子	和泉短期大学 准教授	欠席

敬称略